

|                    |  |                      |
|--------------------|--|----------------------|
| 公安委員会<br>説明資料No. 1 | 「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第六条の規定に基づき国際テロリストの指定の有効期間を延長する件」について | 平成30年10月25日<br>警備企画課 |
|--------------------|--|----------------------|

## 1 概要

平成27年国家公安委員会告示第36号により公告した国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号。以下「法」という。）第4条第1項に基づく国際テロリストの指定につき、その有効期間が本年10月29日で満了することから、法第6条の規定に基づき指定の有効期間の延長を行うための聴聞を実施（平成30年10月9日）し、その結果を踏まえ、国際テロリストの指定の有効期間を延長する。

## 2 指定の有効期間を延長する国際テロリスト

指定の有効期間を延長することとした国際テロリストの氏名又は名称その他の事項を国家公安委員会告示により公告する。

【指定する国際テロリストの内訳（平成27年の指定時からの増減なし）】

自 然 人：7個人

法人その他の団体：18団体

## 3 指定要件の該当性

指定される国際テロリストは、法第4条第1項各号のいずれにも該当している必要があるところ、上記国際テロリストについては、以下の要件に該当する。

- ① 外国為替及び外国貿易法により対外取引規制を受ける者（同条同項第1号）
- ② 我が国と同等の水準にあると認められる制度を有している国により財産の凍結等の措置を受けている者（同条同項第2号ハ）

## 4 聴聞の実施結果

法第6条第2項及び第4条4項において、国際テロリストの指定の有効期間を延長しようとするときは、聴聞を行わなければならないとしているところ、不利益処分の名あて人となるべき者として通知したいずれの者も聴聞の期日に出頭しなかったことから、不出頭として聴聞を終結した。

## 5 今後の予定

10月29日：国家公安委員会告示の官報掲載（本件延長の公告）

|                            |  |                            |
|----------------------------|--|----------------------------|
| <p>公安委員会<br/>説明資料No. 2</p> | <p>「放射性同位元素等の運搬の届出等に関する<br/>内閣府令の一部を改正する内閣府令案」<br/>等について</p> | <p>平成30年10月25日<br/>警備課</p> |
|----------------------------|--|----------------------------|

## 1 趣旨

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号。以下「改正法」という。)の一部施行等に伴い、放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令(昭和56年総理府令第30号)を改正するもの。

## 2 改正案の概要

### (1) 運搬の届出対象の拡大に係る規定の整備(第1条関係)

都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)への運搬の届出を要する放射性同位元素等について、強化セキュリティレベル(その運搬に当たり特定放射性同位元素の防護のための措置が必要なものとして原子力規制委員会が定める数量以上のもの)に該当するA型輸送物を追加することとする。

### (2) 特定放射性同位元素の防護を目的とする規定の整備

#### ア 公安委員会による指示(第3条関係)

特定放射性同位元素の運搬の届出があった場合において、公安委員会が指示をすることができる事項について、放射線障害を防止するために必要な事項のほか、特定放射性同位元素を防護するために必要な事項とすることとする。

#### イ 警察官による運搬に関する検査(第4条関係)

警察官が特定放射性同位元素の運搬に関する検査を行うときは、放射性同位元素等の保安の確保のほか、特定放射性同位元素の防護の確保について、細心の注意を払わなければならないこととする。

#### ウ 公安委員会への報告(第5条関係)

公安委員会への報告を要する事象について、特定放射性同位元素の運搬が妨害されることを追加することとする。

### (3) その他

その他所要の規定を整備することとする。

## 3 意見公募手続の実施結果

内閣府令案について、平成30年8月6日から同年9月4日までの間、意見公募手続を実施したところ、2件の意見等が寄せられた。

## 4 施行期日

改正法第5条の規定の施行の日(平成31年9月1日)

## 5 その他(警察庁組織令の改正)

改正法の一部施行に伴う整備政令の規定により、警察庁組織令(昭和29年政令第180号)を改正し、警備課の所掌事務(第39条)に、特定放射性同位元素の防護に関する事務を追加等することとする。

公安委員会

明治150年記念平成30年度  
全国警察柔道大会及び全国  
警察剣道大会の結果について

平成30年10月25日

説明資料No. 3

人 事 課

### 1 開催日時

- (1) 柔道大会 10月22日 (月)
- (2) 剣道大会 10月23日 (火)

### 2 開催場所

日本武道館

### 3 開催結果

#### (1) 柔道大会

| 区 分  | 優 勝   | 第2位   | 第3位   |
|------|-------|-------|-------|
| 第1部  | 大阪府警察 | 兵庫県警察 | 警 視 庁 |
| 第2部  | 千葉県警察 | 宮崎県警察 | 新潟県警察 |
| 第3部  | 岐阜県警察 | 富山県警察 | 三重県警察 |
| 女子の部 | 大阪府警察 | 埼玉県警察 | 警 視 庁 |

#### (2) 剣道大会

| 区 分  | 優 勝   | 第2位    | 第3位   |
|------|-------|--------|-------|
| 第1部  | 大阪府警察 | 神奈川県警察 | 警 視 庁 |
| 第2部  | 山口県警察 | 鹿児島県警察 | 福岡県警察 |
| 第3部  | 皇宮警察  | 茨城県警察  | 徳島県警察 |
| 女子の部 | 警 視 庁 | 大阪府警察  | 京都府警察 |

#### (3) 全勝賞

| 区 分     | 所 属    | 階 級 | 氏 名 |
|---------|--------|-----|-----|
| 柔道 (2部) | 千葉県警察  | 警部補 |     |
| 剣道 (1部) | 神奈川県警察 | 巡 査 |     |
| 剣道 (2部) | 山口県警察  | 巡查長 |     |
| 剣道 (3部) | 茨城県警察  | 巡查長 |     |

## 1 監察実施項目

高齢運転者対策の推進状況

(23府県に対して実施。残りの府県は第3四半期において実施予定。)

## 2 監察実施結果

### (1) 認知機能検査・高齢者講習の実施状況

○ 一部の府県では、円滑な検査・講習の実施のため、警察による直接実施の拡充、警察以外の施設の活用、認知機能検査と高齢者講習の同日実施等の措置を講じている。

※ 一部の府県に対し、検査・講習の対象者数の長期的な予測とこれを踏まえた計画的な取組を推進するなど、受検・受講待ちの期間の短縮に向けて、更に踏み込んだ対策をとるよう指導した。

○ 受検・受講案内通知書において、早期の予約申込みの注意喚起をしているほか、検査・講習に関する相談窓口を設け、予約方法や各教習所等の待ち状況等に関する照会に応じている。

※ 一部の府県に対し、ホームページを通じた各教習所の待ち状況等に関する情報提供の実施について指導した。

### (2) 臨時適性検査及び診断書提出命令の円滑な運用に向けた取組の推進状況

○ 警察職員を医師会の講習会等に派遣し、改正道路交通法の周知や運用状況の情報提供を行うなど、医師との連携を図っている。

○ 臨時適性検査及び診断書提出命令の対象者の診断結果等が、警察本部に集約され、適切に管理されている。また、認知症が疑われる場合の対応要領について、各警察署に対する研修が実施されている。

### (3) 運転適性相談の充実・強化及び運転免許証を返納しやすい環境整備の推進状況

○ 一部の府県では、身体機能や認知機能の状況を把握してもらうため、ドライブシミュレーターを活用した交通安全学級の開設や、タブレット端末を活用した認知機能の簡易測定を行っているほか、運転適性相談窓口に見護師等を配置している。

※ 一部の府県に対し、運転適性相談窓口に関する積極的な広報について指導した。

○ 自主返納制度やその支援施策について、ホームページ、広報誌等により、周知を図っている。

○ 運転免許証の自主返納について、負担軽減のため、家族等代理人による申請を可能とする措置、日曜日の窓口の開設のほか、一部の府県では、交番や駐在所における受理が行われている。

※ 自治体や事業者との連携により、公共交通機関運賃、タクシー運賃、廃車費用、商品配送料等の割引等の支援措置が採られているが、一部の府県に対し、支援施策の更なる充実について指導した。

※ 一部の府県に対し、自主返納者に対する支援の観点から、地域包括支援センターとの更なる連携を進めるよう指導した。